

支障除去等に対する支援に関する検討会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年7月1日（水）15:30～17:00
- 2 場 所 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団会議室
- 3 出席者 （出席委員）
新美委員（座長）、粟津委員（代理：高橋氏）、池田委員、岩津委員、
大塚委員、鈴木委員、春山委員、半田委員（代理：田中氏）、御手洗委員、
森谷委員、山田委員、若山委員、渡辺委員
（環境省出席者）
山本企画課長、角倉産業廃棄物課長、水谷産業廃棄物課総括補佐 ほか
- 4 議 題
 - (1) 第2回検討会における質問事項への回答
 - (2) 平成28年度以降の支援のあり方について
 - (3) その他
- 5 配付資料
資料1 : 支障除去等に対する支援に関する検討会（第2回）議事要旨
資料2 : 第2回検討会における質問事項への回答
資料3 : 平成28年度以降の支援のあり方について（論点整理案）
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事要旨
 - (1) 第2回検討会における質問事項への回答
環境省から資料2に基づき説明した。
委員からは特に質問や意見はなかった。
 - (2) 平成28年度以降の支援のあり方について
環境省から資料3に基づき説明した。
委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。
基金制度の必要性ということについてはおおむねコンセンサスは得られており、費用負担の考え方についても、いろいろな背景がある中での社会貢献だということで一致していると思う。費用負担の仕組みについては、不公平感が少なく、社会貢献でということであれば、広く協力を求める仕組みを検討していくという方向性を確認した上で、具体的な方法論について検討していくことになるのではないかと。
費用負担の仕組みにおける強制と任意の考え方は、法的に義務づけるものが強制で、それ以外のものは任意による協力という整理をしていると思う。広く薄く、不公平感の少ないようにということを考えるためには、義務づけではないが、お願いベースでやっていただくことを考えていく必要があると思う。

強制といったときは法的な義務として徴収するというような位置づけの場合であり、そうではなく、任意にお願いするような仕組みであれば、任意性が担保できると思う。廃棄物処理法に関係する業者が広く関与しているのがマニフェストだとすれば、広く薄く、不公平感がない費用負担の仕組みを実現していくには、マニフェストを通しながら議論していくという方向性にならざるを得ないのではないか。

社会的貢献という考え方があることにより、法的責任ではなく任意として、産業界は基金への協力をしているという素直な流れになっていくと認識している。基金の考え方については、社会的貢献という前提が最初であれば、非常に入りやすい。

費用負担の見直しに当たっての基本的な考え方については、広く薄くかつ公平にということであれば、建設業界として必ずしも反対はしない。任意と強制の部分については、法律には基づかないがマニフェスト1枚当たり幾ら徴収するという場合は、業界としては強制だと捉えており受け入れがたい。

法的には、法律で決めるか行政による指導かどうかというところが強制か任意かの違いである。

これまでの方法を紹介しますと、各業界団体に目安の金額を示して協力を求めるものの中には全額は払っていない団体もあった。強制は法的に義務づけられているもの、任意はそれ以外と整理してしまうと、今より厳しくなってしまうイメージがある。広く浅く費用負担を求める観点からは、今回議論しているスキームで政府、地方自治体、産業界が合意できた場合、合意したスキームについて理解を求める活動を行っていくつもりであるが、任意であるためには、どうしても払うのが嫌な人は払わなくてもいい道筋を何か残しておけばよいと思う。

社会貢献で基金に協力するということが大前提の考えである。費用負担の仕組みを考える際に、出す側の団体としては会員に納得してもらうバックボーンみたいなものが必要であり、「社会貢献で産業界が協力するから任意である。」というところは基本の部分であると思う。これを踏まえた上で、負担する側も納得性のある、実効性のある仕組みを考えてもらいたい。

私どもの団体としては、これまでも社会貢献として協力しており、その延長線上で引き続き意識を持って対応する必要があると考えている。広く薄くということでマニフェストを意識した方式を考えるときに、マニフェストを使用しないけれども産業廃棄物に関係のある者のことを考える必要があると思う。

マニフェストを意識した方式を考える場合、自社処理をしているようなところはどのように考えるのか。環境省では何か情報等はあるか。

(環境省説明) 自ら処理の実態として、最終処分まで自己完結している事業者はごくわずかである。排出量ベースで見ると、大部分が中間処理後の段階では、マニフェストを使用して他の者に委託している。そういう意味では、マニフェストに関わりが一切ない事業者というのは必ずしも多く

はないと思う。

基金への拠出について協力を求めるということは、一定の団体等を対象としているのか、それとも広く皆に訴えていくのかが、分かれ道かと思う。

資料に記載されている費用負担の仕組みの基本的な考え方は、今までの議論が収れんして納得しやすい内容かと思う。強制か任意かという議論について会計税務の観点から申し上げると、任意の拠出となると原則寄附金という扱いになり損金算入が制限されることから、各団体としては会員から費用徴収するのがつらくなると思う。理念は社会貢献だけれども拠出は義務的拠出にある程度近い状態のほうが、資金を集めやすいし損金にも入りやすい。今後の制度設計で環境省のほうで検討してもらいたい。

これまで基金に協力するに当たっては、損金処理ができることを前提としており、毎年環境省は財務当局と調整していた。費用負担の仕組みを考える際は、損金処理の検討をぜひお願いしたい。

（環境省説明）費用負担の仕組みを考えるに当たっては、関係各位と実務レベルの話を詰めていき、どういった工夫ができるのかということを考えていきたいと思っている。

拠出する側からすると、今も任意であり、これからも任意であるとして会員企業に協力を求めるしかない。現在のところ基金への拠出金については全額損金処理できているが、これが無理となった場合は基金に寄附した金額の3割近くは税金になるという試算であり、会員に対する説明が難しくなる。ぜひとも事務的な工夫をお願いしたい。

社会貢献ということに注意しながらマニフェストで対応するというのは賛成であるが、1枚幾らというような決め方はしないほうがいいと思う。また、電子マニフェストが普及してきていることから、電子マニフェストも含めた形で考えていく必要があると思う。基金への出えんについてマニフェストを参考にする場合、現在社会貢献で拠出している団体と併せて拠出を求めるのか、マニフェストに関連する団体だけに求めるのか確認したい。マニフェストに関連する団体だけに求めるのであれば、それは限りなく強制に近いことになり、現行の社会貢献にそぐわなくなるのではないか。

（環境省説明）現段階で特に結論を持ち合わせてはいないので、本日の議論も踏まえ、さらに検討させていただきたい。

マニフェストを参考にして基金への出えんを求める場合でも、産業界に社会貢献で出えんを求めるという前提は崩してほしくない。短絡的にマニフェストの世界だけで負担するという考えは困る。

マニフェストに関連する団体から出してもらおうということ考えた場合、その団体は排出事業者でも産業廃棄物処理業者でもないからといって、排出事業者や産廃処理場業者が負担していないということではなく、経済学的には排出事業者なり産廃処理業者が間接的に出していることになると思う。排出事業者や産廃処理業者に対して出えんをお願いする方法として、マニフェストを使った仕組みをとるというように考えればよいと思

う。

マニフェストを発行している団体については、今までこの議論には加わっていなかったかと思うので、本検討会で議論された内容について説明し理解を求める手順を考えていただきたい。

(環境省説明) 新しい制度を構築する際には、いろいろな関係者の理解、協力が何より大前提であるので、その手順はしっかり考えていきたい。

費用負担の基本的な考え方として20ページに「一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること」とあり、これを支持するが、今後マニフェストの販売や交付をしている団体に限って協力を求めるということになるのであれば、特定のところに協力を求めるのではないとする、この文章の意味を理解して新しい方式を考える必要があると思う。

法律が強化されて、排出事業者や処理業者の意識が高まり、不法投棄や不適正処理が減ってきているが、それでもなお今も残っている。産業廃棄物は産業界から排出されるものなので、マニフェストで広く薄く負担するというのは、行政としても議会や県民に説明しやすい制度であると思う。

産業界としては、不法投棄等の様々な問題があり、対応しなければならないが、それは社会貢献という考え方によるものである。社会貢献としてどのように負担するかというときに不公平感が出てしまうと、「なぜ我々がその部分まで」という議論が産業界の中で出てきてしまう。負担の仕組みを考える際には、不公平感の少ない方式を踏襲してほしい。

1つの有力な候補として、マニフェスト制度に乗って拠出してもらおうという方向性はあるだろうというところまでは議論されたかと思う。ただし、それに向けてまだ幾つかクリアすべき点はあるのではないかとということで指摘をいただいたと思う。

(3) その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・ 第4回検討会は7月22日(水)、10時~12時に開催。
- ・ 第5回検討会(予備)は8月5日(水)10時~12時に開催。
- ・ 各回、場所は(公財)産業廃棄物処理事業振興財団会議室。